

## FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーション動作検証実施要領

令和元年7月1日

ふくおか電子自治体共同運営協議会

### (目的)

第1条 この要領は、FMC-IaaS 基盤におけるアプリケーションサービスの動作検証（以下「動作検証」という。）の円滑な実施を図るため、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 協議会

ふくおか電子自治体共同運営協議会をいう。

#### (2) 会員市町村

協議会に加盟する市町村をいう。

#### (3) FMC

協議会が普及促進を図る行政システム基盤の構築に関する構想である「ふくおか自治体クラウド (Fukuoka Municipal government Cloud services)」構想の略称であり、協議会が認定するクラウドサービス群により実現される。

#### (4) FMC-IaaS サービス

協議会が認定するクラウドサービス群のひとつであり、協議会の会員市町村の利用する情報システムを格納するハードウェアの提供、運用、及びマルウェア対策等の付帯サービスを行うデータセンターサービスの提供、並びに利用市町村とデータセンター間を結ぶネットワーク回線の提供をいう。

#### (5) IaaS 事業者

協議会との協定に基づき、FMC-IaaS サービスを提供している(株)QTnet をいう。

#### (6) 利用市町村

協議会の会員市町村であり、かつ FMC-IaaS サービスを利用する市町村をいう。

#### (7) FMC-IaaS 基盤

FMC-IaaS サービスの用に供されるハードウェア（マルウェア対策等の付帯サービスを含む。）をいう。

#### (8) AP サービス

アプリケーションソフト（以下「AP」という。）の導入及び運用サービスをいう。なお、同一の AP であっても、サービス提供事業者が異なる場合は、別の AP サービスとして取り扱う。

#### (9) AP 事業者

AP サービスを提供する事業者をいう。

(動作検証の経費負担)

第3条 動作検証の実施に係る経費は、AP事業者が負担するものとする。

(動作検証の実施申請)

第4条 動作検証の実施を希望するAP事業者は、協議会に対し、様式1「FMC-IaaS基盤におけるアプリケーション動作検証実施申請書」により、申請を行う。

2 前項の申請において、AP事業者が利用市町村の事務所における動作検証の実施を希望する場合は、実施場所として想定する利用市町村（以下「協力団体」という。）を指定して申請を行うものとする。

(実施申請の受理)

第5条 協議会は、前条の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、IaaS事業者に対し、動作検証への協力を要請するものとする。

(1) 申請に係るAPサービスが法令に違反する恐れがあると認める場合

(2) 申請に係るAPサービスが明らかに地方公共団体の業務に利用しないと認める場合

(3) その他、申請に係るAPサービスについて、FMC-IaaS基盤上で提供することが明らかに不適切と認める場合

2 IaaS事業者は、前項の要請があったときは、特段の理由がない限り、動作検証の実施に協力するものとする。

3 前項において、IaaS事業者が動作検証の実施への協力を困難と判断したときは、協議会に対し、その旨及び理由を通知するものとする。

4 第1項において、AP事業者から協力団体を指定した申請があったときは、協議会は、協力団体に対し動作検証への協力を依頼するものとする。

5 協力団体は、前項の依頼があったときは、動作検証への協力の可否を検討し、検討結果を協議会に通知するものとする。

6 協議会は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、申請を受理するものとする。

(1) 第1項各号のいずれかに該当するとき

(2) IaaS事業者又は協力団体の協力が得られないため、動作検証の実施が困難と認めるとき

7 協議会は、前項各号のいずれかに該当するものとして申請を受理しないときは、AP事業者に対し、その旨及び理由を通知するものとする。

(動作検証に係る協議)

第6条 協議会は、前条第6項の規定により申請を受理したときは、AP事業者及びIaaS事業者との間で、申請に係る動作検証の実施方法等について協議を行う。

2 前項の規定に関わらず、協力団体を指定した申請を受理したときは、AP事業者、IaaS事業者及び協力団体との間で、申請に係る動作検証の実施方法等について協議を行う。

(実施計画の策定)

第7条 前条の協議が整ったときは、AP事業者は、別表1「動作検証実施計画書の記載事項」に

基づき、動作検証の実施計画を策定し、協議会に提出する。

- 2 AP 事業者は、別表 1 の記載事項のうち、検証項目については、原則として、別表 2 「動作検証の標準的検証項目」に基づき策定する。但し、AP 事業者の判断により、実施項目を追加、削除又は修正できるものとする。
- 3 AP 事業者は、別表 2 で実機検証項目とされている検証項目について、実施計画に係る AP が動作検証済みの他の AP と共通の処理プログラムを使用しているため同様の結果が想定される場合など、実機検証を不要と判断する特段の理由があるときは、机上検証項目に変更することができる。
- 4 協議会は、第 1 項の実施計画を受理したときは、前項の規定により実機検証を不要とする実施計画である場合を除き、その写しを IaaS 事業者に交付する。
- 5 前項の場合において、協力団体を指定した実施計画を受理したときは、協議会は、その写しを協力団体に交付する。

#### (FMC-IaaS 基盤の提供)

第 8 条 IaaS 事業者は、前条第 4 項の規定により実施計画を受理したときは、動作検証に係る FMC-IaaS 基盤の提供について、AP 事業者との間で協議を行う。

- 2 AP 事業者及び IaaS 事業者は、前項の協議が整ったときは、FMC-IaaS 基盤の利用に係る契約を締結する。
- 3 IaaS 事業者は、前項の契約に基づき、AP 事業者に対して、速やかに FMC-IaaS 基盤を提供する。
- 4 IaaS 事業者は、前項の FMC-IaaS 基盤の提供に係る状況について、協議会に対し、随時報告を行う。
- 5 協議会は、動作検証の円滑な実施のため必要と認めるときは、FMC-IaaS 基盤の提供に係る当事者間の協議に参加して助言を行うことができる。

#### (検証の実施)

第 9 条 AP 事業者は、第 7 条の実施計画に従って動作検証を実施する。

- 2 前項において、AP 事業者が協力団体の協力を得て動作検証を実施するときは、協力団体は、第 7 条の実施計画に従って必要な協力を行う。

#### (AP 事業者の遵守事項)

第 10 条 AP 事業者は、動作検証の実施にあたり、個人情報その他重要情報を検証用データとして使用しようとするときは、事前にすべての情報管理者の書面による同意を得なければならない。

- 2 AP 事業者は、協力団体の協力を得て動作検証を実施するときは、協力団体の提示する使用条件を遵守するとともに、協力団体の FMC-IaaS サービスの利用に支障を生じさせないよう細心の注意を払って実施しなければならない。
- 3 AP 事業者は、動作検証の実施にあたり、インターネットに対してサーバを公開するときは、インターネットから公開するサーバへのアクセスが必要最小限となるよう適切なアクセス制御

を実施するとともに、サーバ上又は経路上にウイルス対策機能を設置しなければならない。

(検証結果の報告)

第11条 AP事業者は、動作検証の終了後、別表3「動作検証の実施結果報告書の記載事項」に基づき、検証結果を取りまとめて、協議会に報告する。

(検証結果の審査)

第12条 協議会は、前条の報告書について、協議会が別途定める審査基準に基づき、審査を行う。

(審査結果の通知)

第13条 協議会は、前条の審査の終了後速やかに、AP事業者に審査結果を通知する。  
2 前項において、審査結果を不合格とするときは、協議会は、その理由を含めて通知しなければならない。

(審査結果の情報提供)

第14条 協議会は、動作検証の完了を確認したAPサービスについて、会員市町村に対し、その旨の情報提供を行う。  
2 協議会は、動作検証の完了を確認したAP事業者に対し、会員市町村にAPサービスを紹介する機会を提供するよう努める。

(審査結果の取り消し)

第15条 協議会は、動作検証の完了を確認したAPサービスについて、AP事業者が虚偽の記載その他不正な手段に基づいて第11条の報告を行ったことが判明したときは、審査結果を取り消すことができる。

(免責)

第16条 協議会は、動作検証の実施によってAP事業者、IaaS事業者又は協力団体が被った損害等について、一切の責任を負わないものとする。但し、協議会の故意又は重大な過失に基づく損害等については、この限りではない。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年11月13日から施行する。

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

別表 1 動作検証実施計画書の記載事項

<ol style="list-style-type: none"><li>1 検証実施者情報<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織名</li><li>・ 所在地</li><li>・ 担当部署名</li><li>・ 担当者名</li><li>・ 電話番号</li><li>・ E-mail</li><li>・ 緊急時連絡先</li></ul></li><li>2 動作検証実施 AP の概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検証実施 AP 名</li><li>・ 検証実施 AP のバージョン</li><li>・ 検証実施 AP の機能</li><li>・ 検証実施 AP の動作環境</li></ul></li><li>3 動作検証の実施方法<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検証の実施範囲（スコープ）</li><li>・ 検証で想定する業務量</li><li>・ 検証で使用するシステム構成概要</li><li>・ 検証で使用する IaaS リソース</li><li>・ 検証で使用するデータ</li><li>・ 検証の実施体制</li><li>・ 検証に係る関係者との役割分担</li><li>・ 検証の実施スケジュール</li></ul></li><li>4 検証項目<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施を予定する検証項目</li><li>・ 各項目の検証実施方法</li><li>・ 検証結果の判定基準</li></ul></li></ol>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表2 動作検証の標準的検証項目

## (1) 実機検証における検証項目

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
1	機能性	AP 接続	画面系	検証環境の端末を接続することで、AP の機能が利用できること。
2				AP の登録・更新・削除等の処理が、正常に動作すること。
3			帳票系	検証環境のプリンターにおいて、帳票が出力できること。
4			バッチ系	AP のバッチ処理が正常に動作すること。
5		データ連携	-	AP の各機能間でのデータが連携できること及び AP と実環境のソフトウェアのデータが連携できること。また、その処理が正常に動作すること。
6		セキュリティ	アクセス管理・認証	AP への適切なアクセス管理ができること。シングルサインオンに対応している場合には、シングルサインオンを利用してログインできること。
7			不正監視	AP でログの取得、ログの保管、不正監視を行っている場合、正常に動作すること。
8			マルウェア対策	想定するマルウェアの感染対策ソフト (AP が Web アプリケーションの場合には、WAF を含む。) 及びマルウェア対策ソフト導入時に AP が正常に動作すること。
9			Web 対策	AP が Web アプリケーションの場合、Web アプリケーション特有の脅威、脆弱性に関する対策が正常に動作すること。
10		運用	運用監視	AP に運用監視機能がある場合には、正常に動作すること。
11			時刻同期	AP が日付又は時刻を保持している場合には、時刻同期が正常に動作すること。
12			異常検知	AP に異常検知機能がある場合には、正常に動作すること。
13	性能・拡張性	性能目標値	レスポンス	実施計画に記載の想定業務量をもとに、検証環境の方式毎にオンラインシステム及びバッチに係るレスポンスタイムを計測すること。
14			スループット	実施計画に記載の想定業務量をもとに、検証環境の方式毎にオンラインシステム、バッチ及び帳票印刷に係るスループットを計測すること。
15		リソース拡張性	-	CPU、メモリ、ディスク、ネットワーク、サーバ処理能力増強時に AP の機能性を損なわないこと。また、リソース拡張による効果を確認すること。
16			-	新たに利用団体が増える場合に、既存 AP の機能及び性能に影響を与えることなく、導入できること。(マルチテナント方式)
17	運用・保守性	通常運用	バックアップ	実施計画に記載の想定業務量をもとに、バックアップの取得時間等を確認する。
18			リストア	取得したバックアップをもとに、正常にリストアできること及びリストア時間及び工数を確認する。
19		保守運用	OS 及びミドルウェアのバッチ適用	保守回線を用いて、導入する OS 及びミドルウェアのセキュリティバッチ等を正常に適用できること。
20			AP の保守	保守回線を用いて、導入済みの AP の保守及び AP を新規に追加できること。

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
21				試験環境でテストを行った AP を本番環境に正常に適用できること。
22	移行性	移行方式	システム展開方式	実施計画に記載のデータ量をもとに、移行方式(ネットワーク又は媒体)を検討し、実施すること。また移行に係る時間及び工数を確認すること。

(2) 机上検証における検証項目

項番	検証項目			検証概要
	大分類	中分類	小分類	
1	可用性	継続性	業務継続性	サービス切替(想定できる障害に対して、対策を施すことにより、業務再開までに要する時間を指す。)に係る時間を検討すること。
2			目標復旧水準	業務停止を伴う障害が発生した場合に設定可能な復旧地点、復旧時間、復旧レベルを検討すること。
3			稼働率	FMC-IaaS 基盤の障害を除き、FMC-IaaS 基盤上にシステムを構築した場合に、達成可能な稼働率を検討すること。その際の条件等があれば、合わせて提示すること。
4	性能・拡張性	性能品質保証	性能	FMC-IaaS 基盤上にシステムを構築した場合に、達成可能な性能目標値を検討すること。その際の条件等があれば、合わせて提示すること。(可能であれば。)

別表 3 動作検証の実施結果報告書の記載事項

<ol style="list-style-type: none"><li>1 動作検証実施 AP の概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検証実施 AP 名</li><li>・ 検証実施 AP のバージョン</li><li>・ 検証実施 AP の機能</li><li>・ 検証実施 AP の動作環境</li></ul></li> <li>2 動作検証の実施方法<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検証の実施範囲（スコープ）</li><li>・ 検証で想定する業務量</li><li>・ 検証で使用したシステム構成概要</li><li>・ 検証で使用した IaaS リソース</li><li>・ 検証で使用したデータ</li><li>・ 検証の実施体制</li><li>・ 検証に係る関係者との役割分担</li><li>・ 検証の実施スケジュール</li></ul></li> <li>3 検証項目<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施した検証項目</li><li>・ 各項目の検証実施方法</li><li>・ 検証結果の判定基準</li><li>・ 実際の検証結果</li><li>・ 検証実施年月日</li><li>・ 検証結果の総括</li></ul></li></ol>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------